

野田市 空き店舗等活用補助金 制度の概要

野田市

野田市空き店舗等活用補助金制度

市内の空き店舗等に 出店される方を支援します

【事業の目的】

- 空き店舗や住宅、事務所、倉庫（以下「空き店舗等」という）に出店する方に、空き店舗等の賃借料及び改修費の一部を補助することで、空き店舗等を活用し、まちのにぎわいづくりを図ります。
- あわせて、地域商業の振興と地域経済の活性化に寄与します。

【支援内容】

一定の要件に適合した場合は、空き店舗等の賃借料や改修にかかる費用の一部を補助します。

- 賃借料補助＝補助対象事業を開始した月の翌月から３年間です。
- 改修費補助＝１店舗１回。

野田市空き店舗等活用補助金制度

1. 申請の要件

【申請できる方の要件】

申請できる方は、空き店舗等に出店する方で、法人・個人は問いませんが、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 開店する業種に許認可等を要する場合は、すでに許認可等を受けているか又は許認可等を受けることが確実であること
- ② 開店する事業を2年以上継続することが見込まれること
- ③ 野田商工会議所又は野田市関宿商工会に入会していること、もしくは入会することが確実であると認められること
- ④ 市税を滞納していないこと
- ⑤ 空き店舗等の所有者との関係が同居の親族や雇用等の関係にないこと
(別表1：所有者と賃借人の関係を表示)
- ⑥ 個人の場合は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること
- ⑦ 野田市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

野田市空き店舗等活用補助金制度

別表1 補助金を交付しない空き店舗等の所有者と賃借人の関係

空き店舗の所有者区分	申請者（賃借人）区分	要 件
法人	個人	1. 申請者と空き店舗等を所有する法人（以下「所有法人」）の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2. 申請者と所有法人が雇用関係にないこと。
	法人	1. 申請者である法人の代表者と所有法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2. 所有法人と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。
個人	個人	1. 申請者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2. 申請者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。
	法人	1. 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2. 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。

野田市空き店舗等活用補助金制度

1. 申請の要件

【対象となる事業】

補助金の交付対象となる事業は次のとおりです。

- ① 小売業
- ② 飲食業
- ③ サービス業
- ④ その他の事業（市長が不相当と認める事業を除く）

※業種の区分は、総務省の日本標準産業分類によります

【対象とならない事業】

- ① 風営法第2条に掲げる風俗営業に該当する事業
- ② 社会通念上、公序良俗に反する事業、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業

野田市空き店舗等活用補助金制度

1. 申請の要件

【空き店舗等の要件】

補助金の交付対象となる空き店舗等は次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①過去に店舗として使用されていたものの、現在は使用されておらず、その期間が3か月以上の店舗

※ただし、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内の店舗と、野田市大規模小売店舗等出店指導要綱に規定する中規模小売店舗内の店舗を除きます。

- ②現在は使用されておらず、その期間が6か月以上の住宅（住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）、事務所、倉庫

野田市空き店舗等活用補助金制度

2. 補助の内容

【補助の金額】

① 賃借料の補助

空き店舗等の賃借料の一部を補助します。

事業を開始した日の属する月の翌月から3年間の補助になります。

年数	補助する金額	上限額
1年目	賃借料の3分の1以内の額	月当たり40,000円
2年目	賃借料の4分の1以内の額	月当たり30,000円
3年目	賃借料の6分の1以内の額	月当たり20,000円

※算出した額の1,000円未満の額は切捨てます

※来客用の駐車場を用意した場合は、賃借料を含めることができます

野田市空き店舗等活用補助金制度

2. 補助の内容

② 改修費の補助

開業に当たり空き店舗等を改修した費用について補助します。

回数	補助する金額	上限額
1 回	改修した費用の 3 分の 1 以内の額	40万円

※算出した額の1,000円未満の額は切捨てます。

※補助金の対象は、事業を行うために必要な部分の改修に要した費用に限ります。

野田市空き店舗等活用補助金制度

3. 手続き方法

【事前相談】

野田市内で空き店舗等を借りて、事業を開始し、かつ、補助金の交付を希望する方は、必ず、市役所 商工観光課に事前に相談をしてください。

【交付の申請】

補助金の交付を希望する方は、空き店舗等活用補助金交付申請書に資料を添付して、市役所 商工観光課窓口に提出してください。

① 賃借料補助の申請

補助金交付の申請手続きは、毎年度行うことになります。

- ・ 1 年目 = 受付期間は、賃貸借契約締結後 6 ヶ月の間です（開業翌月から 3 年間は補助対象期間のため、受付期間内に申請しても補助を受けられない期間が発生する場合がありますので、ご注意ください）。
- ・ 2 年目以降 = その年の 4 月 30 日までに申請してください。
- ・ 添付書類 = 添付書類は次頁の一覧表で確認してください。

② 改修費補助の申請

補助金交付の申請手続きは、店舗等の改修前に申請してください。

- ・ 添付書類 = 添付書類は次頁の一覧表で確認してください。

野田市空き店舗等活用補助金制度

3. 手続き方法

《申請書に必要な書類》

添付資料	家賃補助		改修費補助
	1年目	2年目以降	
事業計画書	○		○
賃貸借契約書の写し	○		○
空き店舗等の位置図と平面図	○		○
市税に関する納税証明書	○	○	○
法人＝定款かこれに準じるもの 個人＝市内に住所を有していることがわかるもの	○		○
改修にかかる見積書等の経費内訳が分かる書類の写し			○
改修前の外観と内観の写真			○

※上記のほか、審査に必要な書類を求めることがあります。

※賃借料補助と改修費補助を同時に申請する場合の納税証明書は一部は写しで結構です

野田市空き店舗等活用補助金制度

3. 手続き方法

【交付決定】

提出された申請書の内容を審査し交付の可否を決定後、申請者に交付・不交付の決定通知書を送付します。

※ 交付決定を受けた内容に変更又は中止する場合は、空き店舗等活用補助金変更交付申請書を速やかに提出してください。内容を審査し、変更の可否を決定後、承認・不承認を通知します。

【実績報告】

次の期日までに、空き店舗等活用補助金実績報告書を提出してください。

- ① **賃借料の補助**＝補助金の交付を受けようとする年度末まで
- ② **改修費の補助**＝交付決定時に報告書提出の期限を指示します。

※ 添付書類＝報告書には次頁の書類を添付し提出してください。

野田市空き店舗等活用補助金制度

3. 手続き方法

《添付資料》実績報告書には次の書類を添付してください。

添付資料	家賃補助	改修費補助
賃借料支払証明書※1（実際に支払った額がわかるもの）	○	
事業収支決算書※2（営業状況がわかるもの）	○	
改修費の経費内訳が分かる書類の写し		○
改修後の外観と内観の写真（改修箇所がわかるもの）		○

※ 上記のほか、審査に必要な書類を求めることがあります。

野田市空き店舗等活用補助金制度

3. 手続き方法

【補助金額の確定】

提出された実績報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき額を決定し、交付額確定通知書を送付します。

【補助金の交付申請】

補助金の交付額確定通知書の受領後、速やかに交付請求書を提出してください。

【補助金の返還等】

次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 野田市空き店舗等活用補助金交付規則又は補助金交付の条件に違反したとき

野田市空き店舗等活用補助金制度

・ 家賃補助（例）

空き店舗状況 野田市鶴奉で営業していた小売店が令和3年8月で閉店
 この店舗をA氏が借りて、飲食店を開業予定
 賃貸借契約日 令和4年4月10日（申請期限日 R4.10.9 契約日から6ヶ月以内）
 事業開始日 令和4年9月17日（補助対象期間：R4.10～R7.9の3年間）
 家賃 105,000円／月①（管理料等は含まない）
 来客用駐車場 6,000円／月×3台＝18,000円②
 補助対象経費 123,000円〔①＋②〕

補助対象期間	補 助 額
R4. 10～R5. 9（1ヶ月～12ヶ月）	40,000円/月 × 12月 = 480,000円
R5. 10～R6. 9（13ヶ月～24ヶ月）	30,000円/月 × 12月 = 360,000円
R6. 10～R7. 9（25ヶ月～36ヶ月）	20,000円/月 × 12月 = 240,000円
合 計	1,080,000円

※補助金の交付は、年度（4月～翌年3月）毎に行います。

野田市空き店舗等活用補助金制度

4. 制度と申請手続き等の問合せ先

野田市 自然経済推進部 商工観光課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7-1

TEL : 04 (7123) 1085 (直通) FAX : 04 (7123) 1074

(月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)

**本制度のご利用をお考えの方は、申請に必要な書類や
注意点などがありますので、申請前に必ず商工観光課
までご相談ください（小売・飲食・サービス業以外で
の事業は、内容により事前確認に日数を要する場合が
あります。特に早めにご相談ください）。**